

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	浜中町住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持、また、番号法第十九条に定められた情報照会者に提供するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

浜中町長

## 公表日

平成31年2月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>浜中町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)</li> <li>②住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>③宛名管理システム</li> <li>④中間サーバー</li> </ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- ①住民基本台帳ファイル
- ②本人確認情報ファイル
- ③送付先情報ファイル
- ④宛名情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      实施する      ]	<選択肢>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の提供)</p> <p>・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	浜中町 町民課
②所属長の役職名	町民課長 佐々木 武志
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
無	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 浜中町役場 総務課情報管理係 電話番号 0153-62-2111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 浜中町役場 総務課情報管理係 電話番号 0153-62-2111

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[ 1,000人以上1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成31年1月25日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成31年1月25日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機関に対する事務の一部の委任が認められる予定である。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>浜中町は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(なお、….) 削除</p>	事前	
平成27年6月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>①住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)</p> <p>②住民基本台帳ネットワークシステム</p>	<p>①住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)</p> <p>②住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>③宛名管理システム</p> <p>④中間サーバー</p>	事前	
平成27年6月16日	2. 特定個人情報ファイル名	<p>①住民基本台帳ファイル</p> <p>②本人確認情報ファイル</p> <p>③送付先情報ファイル</p>	<p>①住民基本台帳ファイル</p> <p>②本人確認情報ファイル</p> <p>③送付先情報ファイル</p> <p>④宛名情報ファイル</p>	事前	
平成27年6月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第30条の7(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	事前	
平成27年6月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載無し	(別表第二における情報照会の提供) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項	事後	
平成29年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の件数か	平成26年9月30日 時点	平成29年2月1日 時点	事後	
平成29年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の件数か	平成26年9月30日 時点	平成29年2月1日 時点	事後	
平成30年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の件数か	平成29年2月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成30年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の件数か	平成29年2月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成31年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の件数か	平成30年2月1日 時点	平成31年1月25日 時点	事後	
平成31年1月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の件数か	平成30年2月1日 時点	平成31年1月25日 時点	事後	
平成31年1月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 渡部 直人	町民課長 佐々木 武志	事後	